

- ① この読み物は、2021年3月まで使用されていた中学校「技術・家庭」家庭分野の教科書を参考に、2012年当時の法令に基づいて書かれています。
- ② この読み物の9ページの【発展学習】未成年のみなさんの中に、「未成年のみなさんも、20歳（成年者）になったら、」と書いている部分があります。この部分に関連する法律が改正されて、2022年4月1日から、成年年齢が「18歳」に引下げられることになっています。
- ③ 成年年齢が18歳となることをはじめ、2021年4月1日から使用されている中学校「技術・家庭」家庭分野の教科書の参考となる新しい情報を取り入れた新教材については、2021年度中に公開予定で、現在制作中です。公開まで、もうしばらくお待ちください。

2021年4月6日 司法書士法教育ネットワーク  
執筆者一同

中学校「技術・家庭」家庭分野の教科書で

# ‘法’と親しくなろう

～「身近な消費生活」の学び方～



司法書士法教育ネットワーク

小 牧 美 江  
田 實 美 樹  
古 川 百合香

## 【 もくじ 】

I. 家庭分野の学習を始める前に	1
◆ 家庭分野の学習は「生きるための基本」の学習	1
◆ 家庭分野の学習と法律	2
II. 「消費」と「契約」	4
◆ 「消費」は、すべてのテーマと関わっている	4
◆ 「契約」って何だろう	4
◆ 「契約」にともなう責任（義務）	5
◆ 「契約」は守らなければならない	6
◆ 「契約」を守らなければならないのはなぜ？	7
III. ものごとを「原則から考える」ということ	10
◆ 「契約」を原則から考えるときのポイント	10
【原則から考える練習で身につく力】	10
【原則から考える練習のポイント】	11
◆ ポイント1：対等な立場で決めているか？	11
◆ ポイント2：他人から強制されていないか？	14
◆ みなさんにもできること ～断る・確かめる・相談する～	15
IV. 「身近な消費生活」の学習を通じて考え、身につけてほしいこと	18
◆ 「相談」は、自分にできる行動の「大きな第一歩」	18
◆ 消費者の8つの権利と5つの責任	19
◆ 消費者として「行動」をしてみよう	
～よりよい制度や法律でよりよい社会を～	21

# 中学校「技術・家庭」家庭分野の教科書で

## ‘法’と親しくなろう ～「身近な消費生活」の学び方～

### I. 家庭分野の学習を始める前に

\*1「技術・家庭」の教科書には、開隆堂、東京書籍、教育図書のものがあります。このあと、それぞれ(開)(東)(教)と省略して、参照してほしい教科書のページなどをお知らせします。

#### ◆ 家庭分野の学習は「生きるための基本」の学習

「技術・家庭」家庭分野（この読み物の中では、このあと「家庭分野」と省略<sup>しょうりやく</sup>して言うことにします。）の教科書(\*1)を広げて、もくじを見てみてください。食生活<sup>しょくせいかつ</sup>に関すること、衣生活<sup>いじゆう</sup>と住生活に関すること、幼児・こどもの成長と家族・地域の関わりに関すること、消費生活<sup>しょうひ</sup>と環境<sup>かんきょう</sup>に関する事など、みなさんが毎日の生活の中で必ず出会っている様々なことがらが、たくさん書かれていることに気がつくしましたか。食べること、衣服を身につけること、安全な住まいで暮らし、眠ること、家族とともに生きること、これらのことに必要な買い物をすること、安心安全な環境で暮らすことなど、どれもわたしたちが生きていくために欠かせない大切なことがらですよね。

家庭分野では、わたしたちの日常生活<sup>にちじょう</sup>を成り立たせるために必要なこれらのことがらを学習

し、生きていくために欠かせない力を身につける練習をします。授業の時間は少ないですが、「生きるための基本」を学ぶ科目です。楽しみながら、しっかり学習してほしいと思います。



\*\*\*\*\*

### ◆「技術・家庭」技術分野では、どんなことを学習するのかな。

技術分野の教科書には、毎日の生活の中で利用しているいろいろな製品せいひんの材料を使ったものづくりのこと、私たちの生活とかかわるエネルギーくわ さいばいのこと、身近な野菜や花の詳しい栽培方法やコンピュータ・情報に関するなどが書かれています。

このように加工、生産、情報等にかかわることを学ぶ技術の授業は、科学技術や情報化が進む世の中で、社会や環境における課題を技術を使って解決する方法の根っこを学べる良いチャンスでもあります。

\*\*\*\*\*

### ◆ 家庭分野の学習と法律

ところで、この読み物しほうしょしを書いているのは、「司法書士」という国家資格こっかしかくをもって法律ほうりつに関連する仕事をしている専門家せんもんかです。なぜ、法律の専門家が家庭分野をしっかりと学習してほしいと言うのだろうと、不思議ふしぎに思った人はいませんか。

実は、法律専門家は、みなさんの日常生活の中で発生する様々な法的ほうてきなトラブルを予防したり、解決したりする仕事をしています。

例えば、みなさんが、家庭分野の教科書の「衣生活と住生活」のところでより良い住まいいのことを学習し、学んだことを活かしてより良い住生活をしようとしたときに、その大切な住まいたてももの（建物やマンションしょゆうしゃ）の所有者しゅりやうが実は別の人で、「あなたの家族にはこの家に住む権利がありませんから、すぐに立ち退いてください。」と言われてしまったらどうでしょう。そんなことが起こらないように、全国の全ての建物やマンション、それからその建物やマンションたが建っている敷地しきちになっている土地など（\*2）の所有者は誰かということについて、誰もが正確に知ることができるようにする「不動産登記制度ふどうさんとうきせいど」という仕組みが、法律もとに基づいて作られています。司法書士は、この不動産登記制度しんじつを利用して、不動産の真実しんじつの所有者の権利が守られるように取引とりひきのお手伝いをし、みなさん



そうなんだ！

\*2 建物、マンション、土地などをまとめて、動かさない財産という意味で「不動産」といいます。



**なるほど！**

の住生活に関連する法的なトラブルの予防に関わる仕事をしています。

この他にも、例えば、<sup>しょくちゅうどく</sup>食中毒が発生して病気になった人たちが食品メーカーに対して<sup>そんがいはいしょう</sup>損害賠償（法律に基づいて<sup>べんしょう</sup>弁償をしてもらうこと）を請求したとか、購入した家電製品でケガをした人たちが家電メーカーに対して損害賠償を請求したとか、こんな<sup>あくしつしょうほう</sup>悪質商法の手口がはやっているといったニュースを見たり聞いたりした人はありませんか。このような事件では、被害を受けた人々は、<sup>ひがい</sup>被害を受けた人々は、<sup>だいにりにん</sup>弁護士や司法書士に相談したり<sup>さいばん</sup>代理人になってもらったりして<sup>くわ</sup>裁判を起こすことも少なくありません。

このように、家庭分野で学習することは、法律や裁判など「法」の世界ととても<sup>みつせつ</sup>密接に関連しているのです。そのことを、「身近な消費生活と環境」の分野の「身近な消費生活」の学習（\*3）を例にして、少し詳しくお話ししてみたいと思います。

\*3

⇒教科書の関連部分

(開)206～225頁「D  
身近な消費生活と環境  
1 家庭生活と消費  
2 商品の選択と  
購入 3 よりよい消費  
生活のために」

(東)205～225頁「わ  
たしたちの消費生活  
と環境 1 章わたした  
ちの消費生活」

(教)228～257頁「D  
身近な消費生活と環  
境 第1章わたした  
ちの消費生活」



**法律は、家庭分野と関連しているんだね！**



## Ⅱ. 「消費」と「契約」

⇒教科書の関連部分  
(開)208～209頁「生活に必要なものの流れ」  
(東)206～208頁「わたしたちの消費生活と環境」「消費者としての自覚を持とう」  
(教)230～231頁「わたしたちは消費者」

### ◆ 「消費」は、すべてのテーマと関わっている

わたしたちは、様々な物やサービスを、お店や会社など（「**事業**<sup>じぎょう</sup>**者**<sup>しゃ</sup>」<sup>こうにゆう</sup>といます。）から購入して、毎日の生活に役立てています。このように、生活のために物やサービスを購入して利用することを「**消費**」といい、消費をする人々のことを「**消費者**<sup>しょうひしゃ</sup>」といます。

家庭分野の教科書には、「消費生活と環境」の分野があり、その中で「消費」のことを詳しく学習します。でも、「消費」は、「消費生活と環境」の分野にだけ関係している問題ではありません。「食生活」、「衣生活と住生活」や「家族」のことを学習する分野でも、学んだことを活かしてどのような物やサービスを購入して利用するか考える場面が出てきます。このように、「消費」は、家庭分野で学習するすべてのテーマと関わっている大切なことなのです。



**食材を買うのも消費だね！**

ところで、この「消費」という行動は、法律でルールがいろいろ決められている「**契約**<sup>けいやく</sup>」と必ず関係しています。例えば、みなさんがお店で何かを買いたいと考えたときには、必ず買い物の契約（正式には「**売買**<sup>ばいばい</sup>契約」といいます。）をすることになるのです。

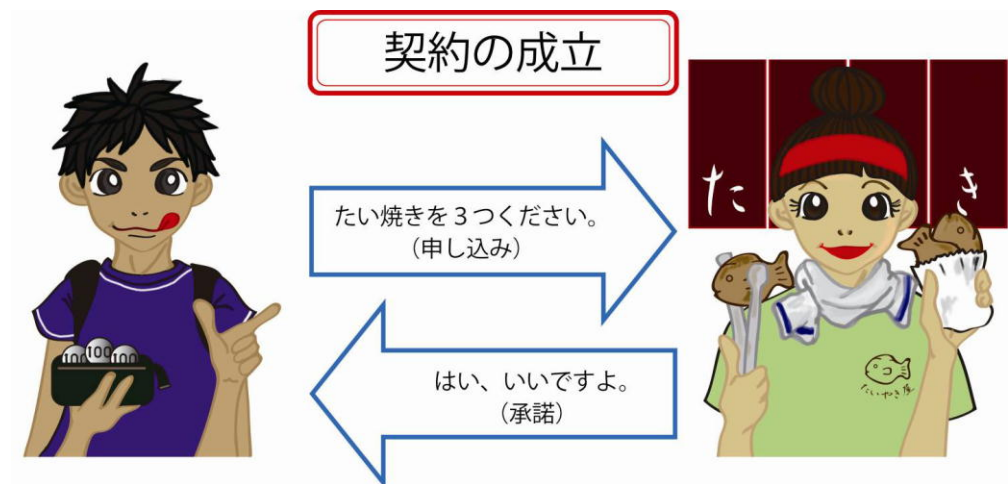
### ◆ 「契約」って何だろう

⇒教科書の関連部分  
(開)217頁「契約」  
(東)209頁「契約」  
(教)240～241頁「買物の法的な意味」

たい焼き屋のお店での買い物の契約を例に考えてみましょう。  
お客さんは、今日のおやつを、ケーキにしようか、たい焼きにしようか、値段を見て、いろいろ考えて、この「たい焼き屋」のお店を選んで、1個100円の「たい焼きを3つください。」という「**申し込み**<sup>もうこ</sup>」をしました。この「たい焼き屋」のお店の人は、たい焼きを作るために必要な材料費などいろいろな条件を考えて、このたい焼きは**消費税**<sup>しょうひぜい</sup>を含めて1個100円で売ると決めていました。このお客さんから「申し込み」をされたときはちょうどたい焼きを作っていたところで、3個ならもう焼き上がるのですぐに渡せるよね、という

ことで、「はい、いいですよ。」(売りますよ。)と「<sup>しょうだく</sup>承諾」をしました。

法律(正確には「<sup>みんぽう</sup>民法」という法律です。)では、このように何か(物やサービス)をある値段で「買いたい」という考え(申し込み)と「売ってもいい」という考え(承諾)とが<sup>がっち</sup><sup>たが</sup>合致(「お互いが考えている意思が一致する」という意味です。)することで、契約(この場合は「売買契約」)が成立すると決められています。<sup>もうしこみしょ</sup>申込書を作<sup>いんかん</sup>って印鑑を押したり、<sup>けいやくしょ</sup>契約書を作ったりという手続きをしなくても、「何をいくらで」ということがはっきりしていれば、お互いが「ください。」「いいですよ。」という会話をするだけでも契約は成立します。



ところで、こうして契約が成立しても、お客さんもたい焼き屋のお店の人も、まだ満足していないことに気がつきませんか。

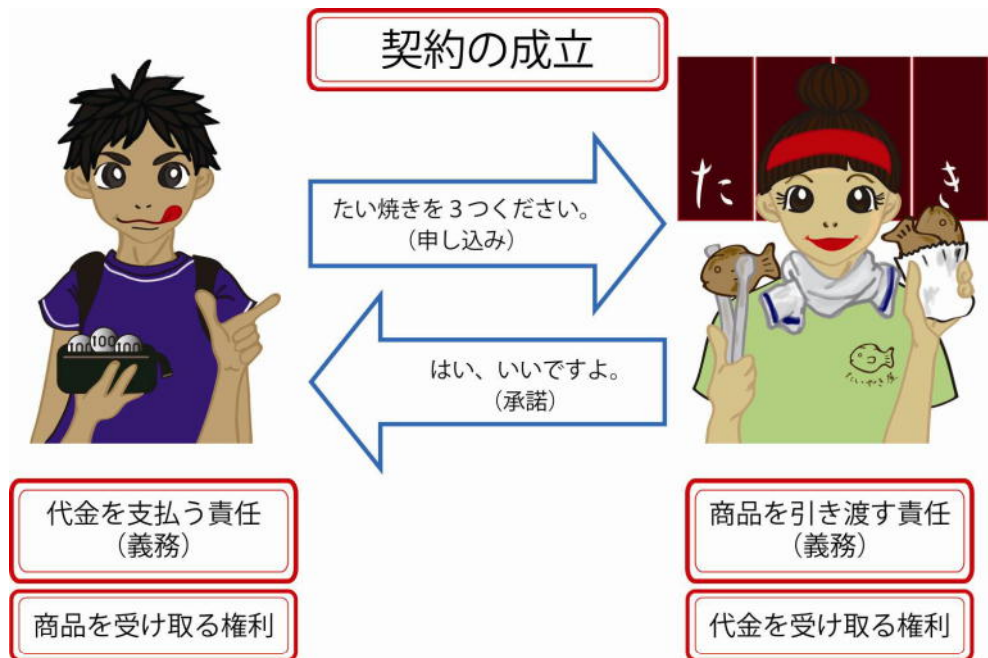
そうです。契約が成立しただけでは、お客さんはまだたい焼き(商品)をもらっていませんし、お店の人もまだ代金を受け取っていませんよね。これは、どういうことなのでしょう？

#### ◆ 「契約」にともなう責任(義務)

実は、「契約」というのは、相手の人に対して何らかの<sup>せきにん</sup>責任(義務)を果たすことを約束する、その「約束」そのもののことをいうのです。だから、契約が成立しただけでは、お互いの希望はまだ実現されないのですね。契約が成立した後に、それぞれが約束した責任(義務)を果たすことによって始めて、お互いが希望していることを実現させることができるものなのです。そして、相手が



その責任（義務）を果たしてくれないときには、きちんと義務（責任）を果たしなさいと請求できることが法律で認められています。つまり、法律によって保護<sup>ほご</sup>されている約束、それが契約なのです。



さきほどのたい焼き屋での買い物の契約を例にすると、「1個100円のたい焼き3個」の買い物の契約が成立したことで、お客さんには代金300円を支払う責任ができて、お店の人には、たい焼き（商品）3個を焼き上げて渡す責任ができました。そうして、お互いがきちんと自分の責任を果たすと、お客さんは欲しかったたい焼き3個（商品）を手に入れることができ、お店の人も欲しかった代金300円を受け取ることができ、お互いの権利が実現できるのです。

#### ◆ 「契約」は守らなければならない

たい焼きを売ります、買いますという契約ができたのに、やっぱりお金は払わないとか、やっぱりたい焼きは渡さないということになっては困ってしまいます。例えば、このお客さんは、たい焼きを待ち合わせしている人へのおみやげに持っていくつもりで焼き上がりを待っていたかもしれません。それなのに、急に「やっぱり売らない。」と言われたら、他のおみやげを探し<sup>さが</sup>に行<sup>さ</sup>って待ち合わせに遅れるかもしれないです



困るよね…

よね。お店の人も、たい焼きは渡したのに代金を払ってくれないとなると、アルバイトの人の給料の支払いが足りなくなったり、材料の仕入れ代金が足りなくなったりするかもしれません。

このようなことが起こらないように、いったん契約で決めた約束は、お互いに守らなければならないことになっています。契約で決めた約束に違反すると、損害を賠償したりいろいろな責任を問われることになります。

### ◆ 「契約」を守らなければならないのはなぜ？

では、契約で決めたことは、なぜ、守らなければならないのでしょうか。それは、契約を結ぶことは、わたしたち個人の自由に任されているからです。このことを「**契約自由の原則**」といいます。



なぜかな？

「契約自由の原則」とは、わたしたちが契約を結ぶときに、どんな内容の契約をどのような方法で結ぶのか、また、誰と契約をするのかということ、自分の自由な意思に基づいて自由に決めてよいという原則です。ただし、例えば「泥棒をする契約」や「覚せい剤を買う契約」といった法律に違反するような問題のある契約（「公序良俗に反する契約」と言います。）はできません。また、契約をすることが自由であるということは、もちろん、「契約をしない自由」もあります。

「契約自由の原則」は、これから契約を結ぼうと考えている人は、誰でも、お客さんもお店の人も、お互いが「対等な立場」で、契約の相手や内容を自分でじっくりしっかり考えたうえで契約することができる、ということを前提（あるものごとが成り立つための前置きとなる条件のこと）としてい

ます。つまり、誰もが、何かの約束（契約）をするときには、自分が守ることができない約束（契約）をするはずがない、もちろん、「契約をしない自由」もあるということも検討して、守れるかどうかよく考えてから約束（契約）をしたはずだとい



自分でよく考えたからなんだ

うことが前提になっているということです。

自分が責任を果たせるかどうかよく考えて決めたはずだから、いったん契約で決めた約束は、お互いに守らなければならないし、どちらかが一方的にやめることはできないのです。契約を取り消すとか、なかったことにすることができるのは、「対等な立場」に立って自由に考えたとは言えないような<sup>せいとう</sup>正当な理由があるときや、法律で認められている理由があるときに限られていますし、きちんとした手続をすることも必要になるのです。

買い物の契約＝売買契約を例にしましたが、私たちの生活の中には、他にもいろいろな契約があります。家を借りることも、DVDをレンタルショップで借りることも、電車に乗ることも契約です。水道やガスが使えるのも、<sup>けいたい</sup>携帯電話が使えるのも、おうちの方がその契約をしているからなのです。みなさんも、毎日の生活の中で、<sup>むいしき</sup>無意識に、何かしらの契約をしているということなのですよ。



**DVDのレンタルも・・・契約**



**家を借りるのも・・・契約**



**美容院でカットも・・・契約**

\*\*\*\*\*

◆「**契約自由の原則**」のことは、中学3年生で学習する社会科の<sup>こうみんてきぶんや</sup>公民的分野でも学習します。公民的分野の教科書で「契約自由の原則」という言葉が出てきたら、家庭分野で学習したことを復習しながら読み直すと、わかりやすいですよ。

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

**【発展学習】** <sup>みせいねん</sup>未成年のみなさんも契約できますが、法律についてまだ知識が少ないし、判断をまちがうこともあるかもしれません。そんな未成年者におとなの人たちと「対等な立場」に立って契約しなさいというのは無理がありますよね。だから、法律は、未成年者がする契約には、<sup>しんけんしゃ</sup>親権者（<sup>こうけんじん</sup>親・<sup>どうい</sup>後見人）の同意が必要で、同意のない契約は、取り消すことができるとして、未成年のみなさんを保護しています。

それならば、コンビニなどでパンやジュースを買うのも取消しできるかという、これはできません。親権者などからもらったおこづかいや「このお金であれを買いなさい。」と親権者などからまかされたお金で買い物をしたときは、取消しはできないことになっています。

そして、未成年のみなさんも、20歳（成年者）になったら、一人前のおとなとして扱われます。契約したあとから、やっぱり契約を取消したいと思っても、未成年のときのように、知識が少ないとか判断をまちがったとか言いわけはできません。だからこそ、今のうちから、しっかりと、契約をするかしないか <sup>けんとう</sup>検討する方法や、契約に伴う権利と責任（義務）のことを勉強しておいてくださいね。

\*\*\*\*\*



**いろいろな「契約」が身近にあるんだね！**



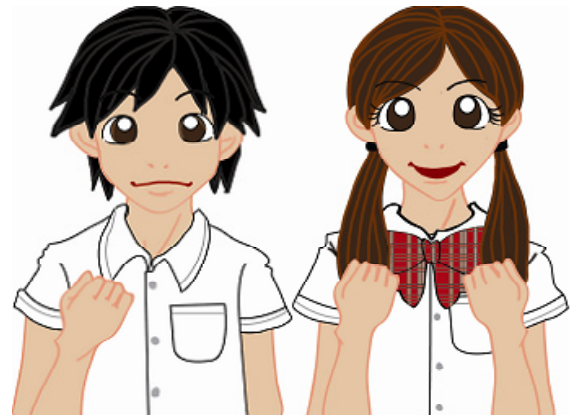
### Ⅲ. ものごとを「原則から考える」ということ

#### ◆ 「契約」を原則から考えるときのポイント

契約とは何か、契約にともなってどんな責任（義務）ができるのか、どうして契約を守らなければならないのかということを学習してきました。ここまでの話の中で大切なことは、**契約は、自分と相手の人とが「対等な立場」に立って、「契約自由の原則」にしたがって、自分でじっくりしっかり考えて、自由に選んで決めるということが前提になっている** ことです。このことをまず、原則としてきちんと確認しておきましょう。そして、契約をするかしないか考えるときは、いつもこの「原則から考える」ことができるように、「原則から考える」練習を繰り返してほしいのです。

#### 【 原則から考える練習で身につく力 】

「原則から考える」練習を繰り返しておくと、<sup>こま</sup>細かい契約の知識はなくても、契約の場面で「何かおかしい。」と疑問をもったり、「何か怪しいかも。」と直感的に感じたりすることができます。そうすると、その場で<sup>あわ</sup>慌てて契約せず、もっとよく調べてから契約するかどうか決めようとか、誰かに相談してから決めようとか思うことができますよね。それが、よく考えずに契約してしまうことによる被害を予防したり、解決の方法を見つけたりすることにつながるのです。

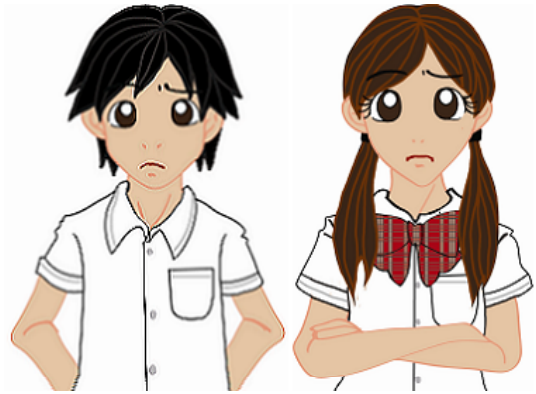


**「原則から考える」練習が大切！**

みなさんは、買い物の契約など、これから毎日いろいろな契約をするでしょうし、おとなになったときには、もっと高価な品物の買い物をしたり、いろいろな種類の契約をすることになると思います。そのときに、相手の人と「対等な立場」に立って自分でじっくりしっかり考えて、自由に選んで契約するかどうか決めることができる力や、危ない契約をしないように気づくことができる力を、今から

練習して身につけてほしい  
と思います。いつも「原則  
から考える」練習で、かな  
らずこの力は身についま  
す。

では、具体的に、どう練  
習すればいいのでしょうか。



どう練習すれば いいのかな・・・

### 【 原則から考える練習のポイント 】

契約するかしないかを決める場面で、「対等な立場」で「契約自由の原則」にしたがって「原則から考える」ことができているかどうかを考えて点検するためのポイントが2つあります。そのポイントとは、①自分で考えて、選んで、相手と対等な立場で決めることができているかどうか、②他人から強<sup>きようせい</sup>制されずに、本当に相手は選べているか、自由に考えているかどうか、という2つです。この2つのポイントをしっかり確認しながら考える練習をすることが、「原則から考える」練習になるのです。

それでは、この2つのポイントについて、もう少し詳しく見ていきましょう。

#### ◆ ポイント1：対等な立場で決めているか？

まずはじめに、契約をするかしないか、自分で考えて、選んで、対等な立場で決める とは、どういうことでしょうか。

いったん契約したことは守らなければならないのですから、自分が責任を果たせない契約をすることはできませんよね。だから、買い物の契約であれば、代金を全額きちんと支払えるか、DVDのレンタル契約であれば、大切に使用して期限までにきちんと返却<sup>へんきやく</sup>できるかなど、契約にともなう責任について十分検討して、自分でじっくりしっかり考えて、慎重<sup>しんちょう</sup>に契約しなければならないのです。

でも、例えば、商品についての情報、商品を売ろうとしてるお店や会社についての情報、そして、契約をしたときにどんな責任を果たすことが求められているのかなど、考える材料となるいろいろな情報がなければ、じっくりしっかり考えることは難しいですよね。自分で考えて、選ぶために、まず、必要な情報を集めることが大切



なんですね。

ところが、こうして情報を集めるときに、一つ大きな問題があるので。それはどんなことかという、もともと商品を販売するプロである事業者と消費者の間には、持っている情報の量や交渉する力に大きな格差があるということです。ここまで、契約は、例えば商品売りたい人と買いたい人とが「対等な立場」に立って、お互いによく考えてするものだとお話をしてきましたが、実際にはなかなか「対等な立場」に立って契約することができないのです。

例えば、商品を開発して販売する専門家である事業者（お店や会社）は、その商品の特徴について良く知っていて、他社の商品よりも優れている点も劣っている点も良くわかっています。一方、わたしたち消費者は、

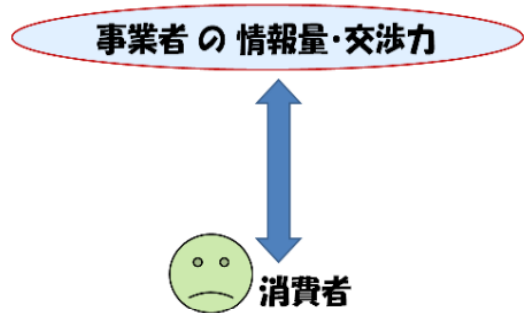
自分でしっかり考えて、どの会社のどの商品が良いか選んで、慎重に契約をしようとしても、そういう詳しい商品の情報は、見た目だけではなかなかわかりません。

そのほか、商品の情報だけでなく、どのような契約をするのか、その内容が複雑でわかりにくい契約もたくさんあります。クレジットカードを利用して代金を支払う契約のように、消費者と物やサービスを販売する事業者の他に、代金を立替払いしてくれる事業者も関わってくるような契約もあります。もちろん、事業者の私たちは、物やサービスを販売するプロですから、売り込み方（交渉する力）も上手ですよ。

だからこそ消費者は、できる限りしっかり情報を集めて、また、事業者にも必要な情報を出してもらいたいとはたらきかけをして、じっくりしっかり時間をかけて考えて、「対等な立場」により近づいていけるように努力する必要があります。（\*4）

例えば、自分にとってこれから相手と結ぼうとしているその契約は、ニーズ（needs=必要なもの）を手に入れるためのものなのか、それと

### 事業者と消費者には「格差」がある



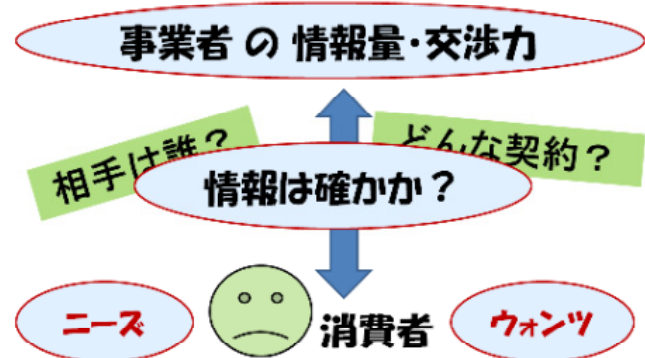
\*4 事業者と消費者の情報量・交渉力等の格差は大きく、消費者が努力をしても解決できない格差もありますから、不利な立場の消費者を守るための法律や、消費者のための相談機関も設けられています。



情報を集める！

もウォンツ (wants=あったら良いもの) にすぎないのか、<sup>せんでん</sup> 宣伝や  
 広告に<sup>まど</sup> 惑わされずに、自分でしっかり考えないといけません。宣伝  
 や広告は、事業者が商品を買ってもらおうと一方的に提供してくる  
 情報ですから、それ以外に確かめたいと思ったことについては、自  
 分でその情報を集めることが必要です。また、**相手は誰で、何につ  
 いて、どんな契約をするのか**についても、自分は本当にわかってい  
 るのか、よく考えることも必要です。相手が何人もいる契約や、<sup>しはらい</sup> 支払  
 方法が<sup>ふくざつ</sup> 複雑な契約では、<sup>しく</sup> 仕組みが理解できているか、自分はその  
 契約をして責任を

果たすことができ  
 るのかについても、  
 相手に言われるま  
 まではなく、自分  
 でしっかり考えな  
 くてはなりません。



そして、こうし

た様々なことを考えるための材料である「情報」が、果たして確か  
**なものなのか**、ということをきちんと確認することも重要ですね。  
 情報が確かめられないということは、自分で考えて、選ぶことがで  
 きない、つまり、相手と「対等な立場」にいないということです。  
 特に、インターネットの情報は、お店で相手の顔を見て、商品やサ  
 ービスの中身を直接確認するときよりも、ずっと慎重にしなければ  
 なりません。相手が見えない分、インターネットの情報は確かかど  
 うか、確認するのが難しいからです。

契約は「対等な立場」で結ぶものという原則から考えたとき、わ  
 たしたちは消費者であ  
 る自分が事業者と対等  
 な立場だろうかと思  
 え、対等ではないと気  
 づきます。では、「対  
 等な立場」に近づ  
 にはどうしたらいいかを  
 考え、情報を集めれば  
 少しでも「対等な立場」  
 に近づけると気づきま



情報を集めて、自分で考えて・・・

⇒教科書の関連部分

(開)210～217頁「商品の選択と購入」

(東)210～215頁「商品の選択と購入について考えよう」

(教)232～239頁「商品購入の意思決定のプロセス」「いろいろな買い物方法」

す。だから、契約をするかしないか決めるときには、確かな情報を集めることがとても重要になり、その確かな情報に基づいて、よく考えて、検討して、より「対等な立場」で契約することが大切なのだということが、わかってもらえたでしょうか。

家庭分野の学習では、商品の選択をする際の情報の集め方について、様々なことを学習します。わたしたち消費者が商品を購入するときに、何について考え、検討していけば良いのか、その道すじについても学習します。そして、この商品を購入したいということが決まったならば、購入する相手と支払い方法を検討し、契約の関係を成立させるのだということも学びます。これらの学習は、相手とできる限り「対等な立場」に立って契約をすることができるようにするための、大切な練習でもあるのです。

◆ ポイント2：他人から強制されていないか？

次のポイントは、**他人から強制されずに、本当に相手は選んでいるか、自由に考えているかどうか** ということをしっかり確認することです。



**強制されない！**

「この契約をしないとケガをするぞ。」などと脅おどされたなら、強制されていると誰でもすぐ気がつきます。しかし、他人から強制されるというのは、このように誰が見ても強制だとわかるものばかりではなく、よく考えてみると強制されているのと同じではないかというような事例もあるのです。

例えば、お金が無いから契約できないと断っているのに、「クレジットを使えばいい。」「今すぐ決めないとチャンスが無い。」「この店を一步出たら、キャンペーンの対象外になってしまいますよ。」といった具合に説得されているような場面では、契約の相手や内容をじっくりしっかり考えて決めることをじゃまされていますよね。じっくりしっかり考えて決めることをじゃまされてしまうと、自由に相手を選ぶことができませんし、他のお店や会社の商品と比較ひかくできなかつたりしますから、他人から強制されているのと同じような結果になってしまいます。このようなときには、相手の人と「対等な立場」に立って、「契約自由の原則」にしたがって契約をするかしないか考えているとはい

えません。

悪質商法では、このような手口がよく使われます。契約は「他人から強制されずに自由に」結ぶものという原則から考えたとき、この契約は、他人から強制されているのではない

か、自由に相手は選

べていないのではないか、自由に考えることをじゃまされているのではないかと気づくことができれば、悪質商法を見分けるヒントにもなりますね。

ため 試しに、家庭分野の教科書で取り上げられている悪質商法の事例を読みながら、相手を選んだり、自由に考えることをどのように言われてじゃまされたのか、発見する練習をしてみてください。この練習をしておく<sup>ま</sup>と、悪質商法の事業者がいろいろ手口を変えても、惑わされずに良く考えることができるようになりますよ。



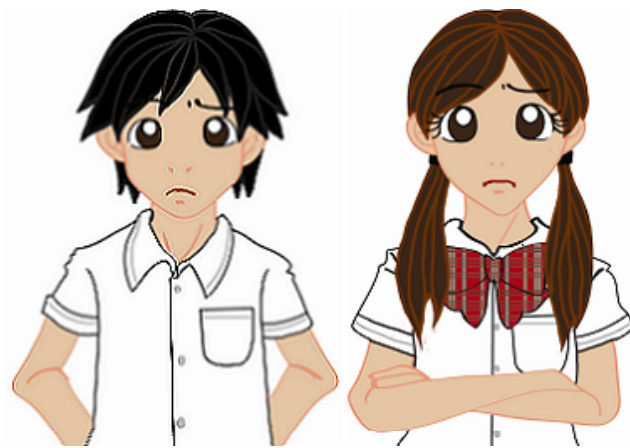
**自由に考えられない！ たいへんだ！**

⇒教科書の関連部分

(開)219頁「ロールプレイングに挑戦しよう～悪質商法のだましの手口～」

(東)219頁「悪質商法の例」

(教)243頁「悪質商法の問題点」244頁「悪質商法の例」



**本当にぼくたちにもできるのかな…**

◆ **みなさんにもできること ～断る・確かめる・相談する～**

契約をするかしないか考えるときに、原則から考える練習をすればだいじょうぶ、そのための考えるポイントもあるんだよと言われても、なかなかわからないし気がつかない、よく考えて見分ける自信がない、と言う人もいるかもしれませんね。そんなときに、みなさんにもできる3つのこと、**断る・確かめる・相談する**、というこ



とを覚えておいてください。



### 断る！

まず、自信がないという人は、「とてもいい商品だ。」「絶対<sup>とく</sup>お得。」「必ず<sup>もう</sup>儲かる。」といった「うまい話はありません。」からと、契約することを「断る」のも1つの方法です。きっぱり断るのはなかなか難しい。「相手に悪いから。」とつい思ってしまうがちですが、必要のないもの、いやだと思ふことは、きっぱり断ってまったく構いません。きっぱり断れないのは、その相手の人と「対等な立場」で話し合っていないからです。「対等な立場」に立っているからこそ、きっぱり断ることもできるのです。自信を持って断りましょう。

いきなり断るのではなく、よく話を聞いてみたいというときには、これまで学習したポイントにも注意しながらしっかり「確かめる」ことが大切です。商品やサービスの内容、金額や条件など契約の内容や支払方法、そして、契約をしようとしているその事業者について、他の消費者が被害を受けたというような情報が出ていないかなど、しっかり確かめてみてください。

こうして確かめる手順を踏めば、相手が強引だとか、他と比べられないとか、被害情報があるぞとか、そういうことに気づくことができます。

それから、自分で確かめてもわからなかったら、一人で悩まずに

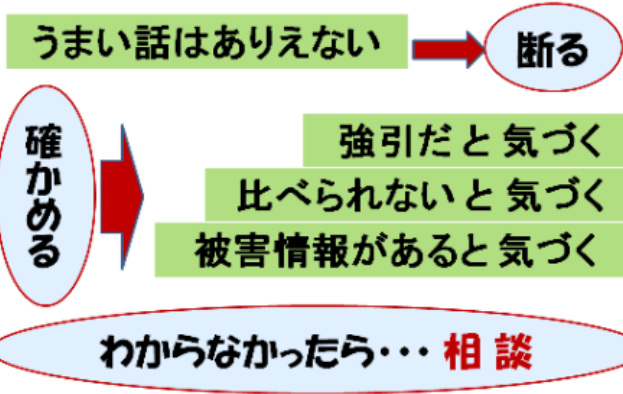
誰かに「相談する」のも大切なことです。みなさんの身近にいるおとなの人でもわからないこともありますから、消費生活センターなどに相談してみるのも大切なことです。契約を結ぶ前に、こういう契約をしてもだいじょうぶかどうか相談しても構わないのですよ。



### 確かめる！



### 相談する！



\*\*\*\*\*

【発展学習】 「契約」について相談できる専門家や専門機関には、  
 どのようなものがあるか調べてみよう。

\*\*\*\*\*



「原則から考える」「相談してもだいじょうぶ」



## IV. 「身近な消費生活」の学習を通じて考え、身につけてほしいこと

### ⇒教科書の関連部分

(開)224～225頁「消費者を支えるしくみ」

(東)220頁「消費者を守る法律や相談機関」

(教)246～249頁「消費者トラブルの解決」

### ◆ 「相談」は、自分にできる行動の「大きな第一歩」

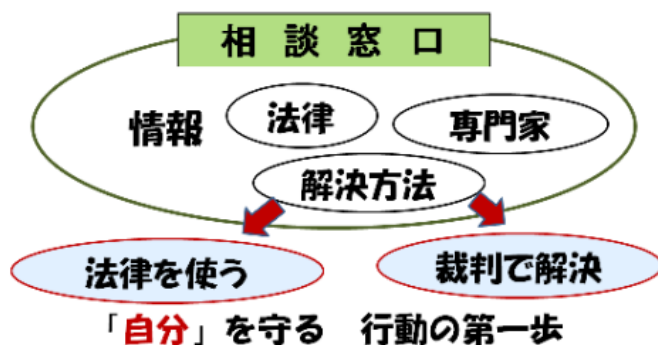
被害にあわないように注意深く契約をしたとしても、被害にあったり、トラブルに巻き込まれてしまうことがあります。悪質商法ではなかったけれども商品に欠陥<sup>けっかん</sup>があって、そのためにケガをしたというようなこともあります。そういうときには、みなさんの住んでいる地域にある **消費生活センター** に相談してみましょう。中学生のみなさんがこのような専門<sup>そうだんまどぐち</sup>の相談窓口<sup>そうだんまどぐち</sup>に相談することは、ちょっと勇気がいることかもしれませんが、でも、相談することには大きな意味があるのです。

相談をすると、法律はどうなっているのか、その問題の解決方法にはどんなものがあるのか、専門家にはどんな人がいるのか、といった「情報」を得ることができます。

例えば、ちゃんと慎重に考えて契約したけれども、誤解があったとか、脅されたり、だまされていたなどの法律で認められた理由があるときは、

契約が無効（最初から契約を結ばなかったという意味）になったり、取消し（後から契約をやめる手続き）をすることができたりします。未成年のみなさんなら、未成年者取消し（\*5）が使えること

もあります。このように、解決方法はいろいろありますから、相談窓口で相談したり、相談窓口で紹介してもらった専門家に相談して情報を集めます。どうしたらいいのかという情報がわかれば、自分で法律を使ったり、裁判を起こして解決することもできます。「相談」をすることは、自分で自分の身を守る行動を始めることができる、その「大きな第一歩」となるのです。



\*5 9頁の【発展学習】を見直してみてください。



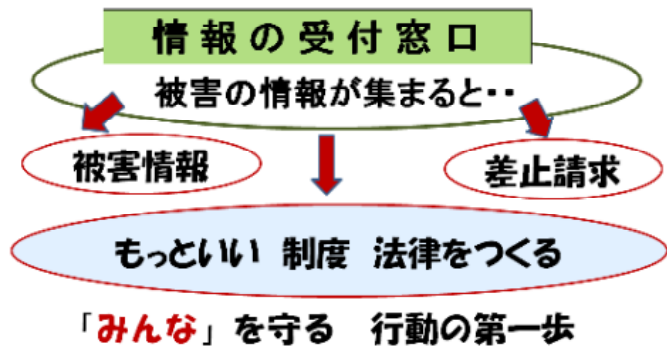
**自分を守る！**

もう一つ。みなさんが相談をすることで、同じような被害を他人が受けることを防ぐことができます。相談は、「みんな」を守る行動を始めることができる、その「大きな第一歩」にもなるのです。

例えば、ある会社との契約で被害を受けた人の情報がたくさん集まると、この会社との契約は危ないですよという「被害情報」をつくる

ことができます。そういう情報が、「<sup>てきかく</sup>適格消費者団体」(\*6)という特別な消費者団体に集まると、この団体が消費者の代表となって、その会社に不当なことをやめさせる、<sup>さしとめ</sup>差止請求もできるようになります。また、ある一つの会社だけを取り締まるのではなくて、同じようなことがおこらないように、もっといい制度や法律をつくる、そういう消費者運動のきっかけになっていくこともあります。

みなさんが勇気を出して相談することが、みんなを守り、社会を良くしていくことにつながるのです。一人で相談する自信がないときは、おとなの人や学校の先生に相談して、一緒に相談についてきてもらってもいいですよ。



**みんなを守る！**

\*6 適格消費者団体とは、内閣総理大臣の特別の認定を受けた消費者団体で、消費者契約法などの法律に違反した事業者の行為に対して、差止を求める裁判をする権利が認められている団体です。

### ◆ 消費者の8つの権利と5つの責任

相談をすることは、自分を守り、みんなを守る大きな行動の第一歩になるということを確認してきました。そして、わたしたち消費者が一番身近で安心して相談できる相談窓口として **消費生活センター** があることもわかりました。

わたしたち消費者の身近に消費生活センターのような相談窓口が設けられているのは、消費者の権利として、知らされる権利や被害の救済を受けられる権利などが保障されているからです。また、わたしたち消費者は、相談するという行動を通じて商品に関する情報に疑問や関心を持ったり、公正な取り引きが実現されるように主張

したりするという消費者としての責任を果たしていることにもなります。

⇒教科書の関連部分

(開)220～223頁「消費者の権利と責任」

「事例を通して消費者の権利と責任を具体的に考える」

(東)216～217頁「消費者の権利と責任を知ろう」

(教)252～255頁「消費者の権利「消費者の役割（責任）」

消費者には、8つの権利と5つの責任があるとされています。家庭分野の教科書に書かれているこれらの権利と責任を、教科書を見ながら、下の空欄に書き出してみてください。

消費者の8つの権利

[ ] [ ]  
 [ ] [ ]  
 [ ] [ ]  
 [ ] [ ]

消費者の5つの責任

[ ] [ ]  
 [ ] [ ]  
 [ ]

全部書けたら、次は、書き出してみた一つひとつの権利と責任が、  
 具体的にはどうということなのか、何のことを指しているのかについても、考えてみましょう。

消費者の権利と責任は、いくつあって、どういう名前ですと暗記するだけでは、本当に理解したことにはなりません。わたしたち消費者が、8つある消費者の権利に基づいて、具体的に「何をしてください」と要求することができるのか、また、5つある消費者の責任を果たすため具体的に

「どんな行動をするべきなのか」について、自分自身で考えてみるのがとても大切なのです。

例えば、商品を選ぶときに、お店の人からいろいろ情報を聞き出すことは、「知らされる権利」を行使していることになり  
 ますし、資源ゴミを分



幼児にも安全なおもちゃを開発してね！

別することは、「環境への配慮」という責任を果たしていることになりすよね。こういうふうに、毎日の生活の中で、少しでもいいので、この「消費者の権利と責任」を意識してみてほしいと思います。

\*\*\*\*\*

#### ◆消費者の権利のことは、「社会科」公民的分野でも学習します。

社会科の公民的分野では、1962年に当時のアメリカ合衆国のケネディ大統領が初めて<sup>ていしよう</sup>提唱した「消費者の4つの権利」(安全である権利、知らされる権利、選択できる権利、意見を<sup>はんえい</sup>反映させる権利)のことを学びます。社会科は、「消費者に権利がある」ということを世界中の人が初めて知ることになった、その歴史的な背景や意味に注目して、消費者の権利を学習します。

消費者の権利についての考え方は、その後の消費者運動を通じて発展し、現在では8つの権利が消費者の権利であるとされ、**消費者基本法**にもそのことが書かれています。こうして発展してきた消費者の権利を具体的にどのように使っていくのかということに注目して、家庭分野では学習し、練習していきます。

このように、みなさんが学習することがらは、角度を変えて、いろいろな教科にちりばめられ、つながりあっています。

\*\*\*\*\*

#### ◆ 消費者として「行動」をしてみよう

～よりよい制度や法律でよりよい社会を～

みなさんと一緒に、「身近な消費生活」の学習を例にして、家庭分野で学習することは、「法」の世界ととても密接に関連していることを見てきました。「消費」という行動に必ず関係している「契約」のこと、契約に関連する法律があること、消費者被害にあったときに相談できる法律専門家がいること、みなさんの



相談がきっかけで、より良い法律をつくっていく消費者運動が始まることもあることなどが、わかってもらえましたか。

考えてみれば、法律は、わたしたちがより良い暮らしができるように作られているルールですから、

#### ⇒教科書の関連部分

(開)220～223頁「消費者の権利と責任」

「事例を通して消費者の権利と責任を具体的に考える」

(東)224～225頁「よりよい消費生活を目指して」

(教)250～256頁「買物の社会的な意味」

法律がわたしたちの暮らし、毎日の家庭での生活に関係しているのは当然のことです。

契約に関する法律は、自分でじっくりしっかり考えて、自由に選んで決めることができる対等平等で自由な人（会社の場合もあります）が契約を結ぶんだということが前提で作られてきました。けれども、わたしたち消費者と事業者とは、情報量も交渉力もぜんぜん違うのに、本当に対等平等に契約が結べるのだろうか、このような格差を無視しておいて公正と言えるのだろうかなどと、様々な問いかけがされてきた中から、消費者を保護する法律や制度が作られたり、消費者の権利が認められたりしてきました。

「身近な消費生活」の学習をきっかけに、消費生活の中での様々な行動を通じて、社会に働きかけをして、よりよい制度や法律を作ってきた消費者の役割にも目を向けてみてください。そして、この読み物で学習したことも活かして、みなさんも、このような社会に働きかけができる消費者の一員として、考え、行動する力を身につけてほしいと思います。



**しっかり考えて、行動する消費者になるぞ！**

(おわり)

中学校「技術・家庭」家庭分野の教科書で  
‘法’ と親しくなろう ～「身近な消費生活」の学び方～

2012年4月27日 発行 第1版

執筆者一覧

小 牧 美 江	司法書士（大阪司法書士会）
田 實 美 樹	司法書士（大阪司法書士会）
古 川 百合香	司法書士（滋賀県司法書士会）

イラスト

K. NOZOMI



発行：司法書士法教育ネットワーク 会長 西 脇 正 博  
〒530-0041 大阪市北区天神橋2丁目北1番21号・八千代ビル東館2階（事務局）  
ホームページ：<http://laweducation.sakura.ne.jp/>  
メールアドレス：[law-ed@jcmo.zaq.ne.jp](mailto:law-ed@jcmo.zaq.ne.jp)